1 社債等に関する業務規程(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

新

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

- 第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者は、 新たに投資信託受益権を発行する場合であって、かつ、当該投資信託受益権が投資信 託契約締結当初に係るものであるときは、 機構に対し、当該銘柄に関する情報として、 次に掲げる事項(以下この章において「銘 柄情報」という。)の通知を行わなければ ならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 委託者指図型投資信託の投資信託受益権にあっては、委託者の商号(当該委託者が適格投資家向け投資運用業(金融商品取引法第29条の5第1項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。)を行うことにつき同法第29条の登録を受けた金融商品取引業者(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)であるときは、その旨を含む。)
 - (4) 委託者非指図型投資信託にあっては、 合同して運用する元本の総額及びこれに 相当する口数

(削る)

(削る)

- (5) (略)
- (6) 信託の元本の償還<u>及び収益の分配の時</u> 期及び場所

(削る)

(削る)

ĺΗ

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

- 第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者は、 新たに投資信託受益権を発行する場合であって、かつ、当該投資信託受益権が投資信 託契約締結当初に係るものであるときは、 機構に対し、当該銘柄に関する情報として、 次に掲げる事項(以下この章において「銘 柄情報」という。)の通知を行わなければ ならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 発行者の商号

(新設)

- (4) <u>公募、適格機関投資家私募、特定投資</u> 家私募又は一般投資家私募の別
- (5) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額
- (6) (略)
- (7) 信託の元本の償還の時期
- (8) 信託の収益の分配の時期
- (9) 信託の元本の償還及び収益の分配の場 所

- (7) (略)
- (8) <u>公募、適格機関投資家私募、特定投資</u> 家私募又は一般投資家私募の別
- (9) 元本の追加信託をすることができる委 託者指図型投資信託の投資信託受益権に ついては、追加信託をすることができる 元本の限度額
- (10) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所
- (11) 受託者が運用に係る権限を委託する 場合においては、当該受託者がその運用 に係る権限を委託する者の商号又は名称 (当該者が適格投資家向け投資運用業を 行うことにつき金融商品取引法第 29 条 の登録を受けた金融商品取引業者である ときは、その旨を含む。) 及び所在の場所
- (12) <u>前 2 号</u>の場合における委託に係る費 用
- (13) 委託者が運用の指図に係る権限<u>を</u>委 託する場合<u>又は受託者が運用に係る権限</u> <u>を委託する場合</u>における<u>その</u>委託の内容

(14) · (15) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(10) (略)

(新設)

(新設)

(11) 委託者<u>又は受託者</u>が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該 委託者<u>又は受託者</u>が運用の指図に係る権 限を委託する<u>もの</u>の商号又は名称及び所 在の場所

(新設)

- (12) <u>前号</u>の場合における委託に係る費用
- (13) 委託者が運用の指図に係る権限委託 する場合における当該委託の内容

(14) · (15) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

2 附 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

1 社債等に関する業務規程施行規則(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

(用語)

第1条 (略)

2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

新

(1)~(9) (略)

(10) 利付債(源泉徴収不適用分等) 次に 掲げる利付債(払込日、払込日翌日、利 払期日及び利払日翌日以外の日に、課税 分口座(別表2に掲げる課税種別が課税 分である区分口座をいう。以下同じ。)か ら振り替えられ、その振替後に利払期日 が到来していないものを除く。)をいう。 イ・ロ (略)

ハ 租税特別措置法第5条の2第1項<u>若し</u> くは第5項後段<u>又は</u>同法第5条の3第1 項<u>若しくは</u>第3項後段の規定の適用を受 ける利付債

(同意書)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 登記上の商号又は名称 <u>(当該発行者が</u> 投資信託受益権の発行者であって適格投 資家向け投資運用業を行うことにつき金 融商品取引法第 29 条の登録を受けた金 融商品取引業者であるときは、その旨を 含む。)
 - (2)~(6) (略)
- 4 (略)

第1条 (略)

(用語)

2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

ΙĦ

(1)~(9) (略)

(10) 利付債(源泉徴収不適用分等) 次に 掲げる利付債(払込日、払込日翌日、利 払期日及び利払日翌日以外の日に、課税 分口座(別表 2 に掲げる課税種別が課税 分である区分口座をいう。以下同じ。)か ら振り替えられ、その振替後に利払期日 が到来していないものを除く。)をいう。

イ・ロ (略)

ハ 租税特別措置法第5条の2第1項<u>又は</u> 第5項後段<u>及び</u>同法第5条の3第1項<u>又</u> <u>は</u>第3項後段の規定の適用を受ける利付 債

(同意書)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 登記上の商号又は名称

(2)~(6) (略)

4 (略)

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

 $2 \sim 9$ (略)

- 10 機構が、規程第69条の規定により、投資 10 機構が、規程第69条の規定により、投資 信託受益権の内容について提供する事項 は、次に掲げるものをいう。
 - (1) (略)
 - (2) ISINコード及びファンドコード
 - (3) 当初一口当たり元本
 - (4) (5) (略)
 - (6) 委託者指図型投資信託にあっては委託 者の商号 (当該委託者が適格投資家向け 投資運用業を行うことにつき金融商品取 引法第 29 条の登録を受けた金融商品取 引業者であるときは、その旨を含む。)

<u>(7)</u>・<u>(8)</u> (略)

(削る)

(削る)

- (9) (略)
- (10) 信託の元本の償還及び収益の分配の 時期及び場所

(削る)

(削る)

- (11) (略)
- (12) 公募、適格機関投資家私募、特定投資 家私募又は一般投資家私募の別
- (13) 元本の追加信託をすることができる 委託者指図型投資信託の投資信託受益権 については、追加信託をすることができ る元本の限度額
- (14) 委託者が運用の指図に係る権限を委 託する場合においては、当該委託者がそ の運用の指図に係る権限を委託する者の 商号又は名称(当該者が適格投資家向け 投資運用業を行うことにつき金融商品取

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

 $2 \sim 9$ (略)

- 信託受益権の内容について提供する事項 は、次に掲げるものをいう。
 - (1) (略)
 - (2) ISINコード

(新設)

(3) • (4) (略)

(5) 委託者指図型投資信託にあっては委託 者の商号

(6) • (7) (略)

- (8) 公募、適格機関投資家私募、特定投資 家私募又は一般投資家私募の別
- (9) 元本の追加信託をすることができる委 託者指図型投資信託の投資信託受益権に ついては、追加信託をすることができる 元本の限度額

(10) (略)

- (11) 信託の元本の償還の時期
- (12) 信託の収益の分配の時期
- (13) 信託の元本の償還及び収益の分配の 場所

(14) (略)

(新設)

(新設)

(15) 委託者又は受託者が運用の指図に係 る権限を委託する場合においては、当該 委託者又は受託者がその運用の指図に係 る権限を委託する者の商号又は名称及び 所在の場所

引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。) 及び所在の場所

- (15) 受託者が運用に係る権限を委託する 場合においては、当該受託者がその運用 に係る権限を委託する者の商号又は名称 (当該者が適格投資家向け投資運用業を 行うことにつき金融商品取引法第 29 条 の登録を受けた金融商品取引業者である ときは、その旨を含む。) 及び所在の場所
- (16) <u>前 2 号の</u>場合における委託に係る費 用
- (17) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合<u>又は受託者が運用に係る権限を委託する場合</u>における<u>その</u>委託の内容(18)・(19) (略)

(社債等の内容の提供方法等)

第32条 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、 次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える	読み替えら	読み替える
規定	れる字句	字句
	(略)	
第1条第2項	租税特別措	租税特別措
第 10 号ハ	置法第 5 条	置法第 5 条
	の2第1項 <u>若</u>	の3第1項又
	<u>しくは</u> 第 5	は第 3 項後
	項後段 <u>又は</u>	段の規定
	同法第 5 条	
	の3第1項 <u>若</u>	
	<u>しくは</u> 第 3	
	項後段の規	
	定	
	(略)	

(新設)

- (16) <u>委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する</u>場合における委託に係る費用
- (17) 委託者が運用の指図に係る権限を委 託する場合における<u>当該</u>委託の内容

(18) • (19) (略)

(社債等の内容の提供方法等)

第32条 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、 次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える	読み替えら	読み替える						
規定	れる字句	字句						
	(略)							
第1条第2項	租税特別措	租税特別措						
第 10 号ハ	置法第 5 条	置法第 5 条						
	の2第1項 <u>又</u>	の3第1項又						
	<u>は</u> 第 5 項後	は第 3 項後						
	段 <u>及び</u> 同法	段の規定						
	第5条の3第							
	1項 <u>又は</u> 第3							
	項後段の規							
	定							
	(略)							

別表 2	機構におけ	る区グ	分口座
	(別紙	(新)	参昭)

別表 2 機構における区分口座 (別紙(旧)参照)

2 附 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

別表 2

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

Ⅱ.一般債

(1) 一般債(社債的受益権を除く。)

			区分口座		
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	/D.+		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
	保有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19
		①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条 第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法 第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定	源泉徴収不適用分等	 利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	20
	信託口 (1)	する受益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法 人若しくは外国政府等である信託又は租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する 一般債 ②当該機構加入者を受託者(租税特別措置法第 5 条の 2 第 25 項(第 5 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。)に規 定する信託の受託者に限る。)とする信託のうち同法第 5 条 の 2 第 4 項(第 5 条の 3 第 5 項において準用する場合を含 む。)に規定する信託の信託財産に属する一般債であって、 同法第 5 条の 2 第 1 項若しくは第 5 項後段又は同法第 5 条 の 3 第 1 項若しくは第 3 項後段の規定の適用を受けるもの	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5
	信託口(2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1

			される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利 付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者 とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利 払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始 するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の 日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利 付債	2 6
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項に担立する 1 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 2
		(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7
		信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 3
		(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4
		(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9
	質権	. □		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 8
	見旧	E H		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 6
		信託口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7
	顧客	7 [当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	60~64 70~74 80~84
顧客口	殿 名	rH		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	65~69 75~79 85~89
	非居住者等口		当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債のうち租税特別措置法第5条の2第1項 <u>若しくは</u> 第5項後 段 <u>又は</u> 同法第5条の3第1項 <u>若しくは</u> 第3項後段の規定の適	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)及び 国際機関債	9 0
			用を受ける一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	9 1

(2) 社債的受益権

			区分口座		
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する社債的受益権	課税種別	各課税種別に記録する社債的受益権	コード
自己口	伊 左口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	00~04 10~14 40~44
	保有口		課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	05~09 15~19 45~49
	信託口 (1)	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条 第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法 第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 0

		する受益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法 人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する社債 的受益権		信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	
		②当該機構加入者を受託者(租税特別措置法第5条の3第5項において準用する第5条の2第25項に規定する信託の受託者に限る。)とする信託のうち同法第5条の3第5項において準用する第5条の2第4項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権であって、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの	課税分		2 5
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しく は同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託 財産に属する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間 が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)	2 1
	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する社債的受益権(当該受益者又は当該受益 者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属 する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当 の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以 前であるものに限る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者 とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権(今 回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期 間内に開始するものを除く。)並びに信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期 日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に 配当支払期日が到来していない社債的受益権	2 6
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 2
	(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する社債的受益権	課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 7
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第2項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 3
	(4)		課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 8
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する社債 的受益権(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口	源泉徴収不適用分等		2 4
	(5)	(4) の欄に掲げるものを除く。)	課税分	社債的受益権	2 9
	質権口		源泉徴収不適用分等 課税分	社債的受益権(源泉徴収不適用分等) 源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	9 8 9 6
	/ <u>=</u> =-7 m		源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	9 9
	信託口		課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	9 7
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債的受益権(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	60~64 70~74 80~84
	限省口		課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	65~69 75~79 85~89
	非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債 的受益権のうち租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項 後段の規定の適用を受ける社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	9 0

	課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的	9 1
		受益権	

Ⅲ 投資信託受益権 (略)

別表 2

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

Ⅱ.一般債

(1) 一般債(社債的受益権を除く。)

			区分口座		
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
	体行口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19 45~49
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第 13 条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 0
	(1)	益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しく は外国政府等である信託又は租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1
	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 6
	信託口 (3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 2

			に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7
		信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 3
		(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4
		(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9
	EE-	! #= □		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 8
	質権口			課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 6
		信託口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9
		旧前に口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	60~64 70~74
	豆石!	客口	債(非居住者等口に記録がされるものを除く。) 	冰水钢 双个迥用刀守	あら振り皆えられ、その振音後に利払朔日が到来していないものを除く。)、剖引 債等及び国際機関債	80~84
	准只	습니			払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り	65~69
				課税分	替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	75~79
顧客口	客口					85~89
	非居住	E者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債のうち租税特別措置法第5条の2第1項 <u>又は</u> 第5項後段 <u>及</u> <u>び</u> 同法第5条の3第1項 <u>又は</u> 第3項後段の規定の適用を受け	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)及び 国際機関債	9 0
			る一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	9 1

(2) 社債的受益権

				区分口座		
口座区分	口座	名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する社債的受益権	課税種別	各課税種別に記録する社債的受益権	コード
自己口	保有口			源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	00~04 10~14 40~44
				課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	05~09 15~19 45~49
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第 13 条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 0
		(1)	益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しく は外国政府等である信託の信託財産に属する社債的受益権	課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 5
		信託口 (2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)	2 1

			される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する社債的受益権(当該受益者又は当該受益 者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属 する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当 の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以 前であるものに限る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者 とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権(今 回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期 間内に開始するものを除く。)並びに信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期 日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に 配当支払期日が到来していない社債的受益権	2 6
	信	託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 2
		(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する社債的受益権	課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 7
		託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第2項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 3
		(4)		課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 8
		託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する社債 的受益権(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口	源泉徴収不適用分等		2 4
	((5)	(4) の欄に掲げるものを除く。)	課税分	社債的受益権	2 9
	質権口			源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	9 8
	A IE -			課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	9 6
	信	託口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権 (源泉徴収不適用分等)	9 9
		'		課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	9 7
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債 的受益権(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し	60~64 70~74
	===			**************************************	ていないものを除く。)	80~84
	顧客口				信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課	65~69
				課税分	税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的	75~79
顧客口					受益権	85~89
/6X LI	非居住者等	车口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債 的受益権のうち租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項 後段の規定の適用を受ける社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	9 0
	クト/凸 圧省 テ	T H		課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	9 1

Ⅲ 投資信託受益権 (略)